

高さの最高限度の基準（広島城・中央公園地区）の範囲

対象物		高さの最高限度の基準(景観法第8条第4項第2号ロ)	
建築物・工作物	高さの最高限度	原爆ドーム北側眺望景観保全エリア※1の範囲内の建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた数値以下とする。	
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H=0.039390 \times L + 4.812$ [m]
		原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H=0.051192 \times L + 4.812$ [m]
		- 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含む。 - 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。 - Hは、建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度とする。 - Lは、視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求める。 $L=\sqrt{[(x+178,364.302)^2+(y-26,246.794)^2]}(m)$ 但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とする。 - 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系による。	

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア：「第6章 5(1)ア」に示す建築物及び工作物の高さを制限する範囲。

注：次のいずれかに該当するものは適用除外とする。

- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの。
- 現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの。
- 市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの。

出典：「広島市景観計画」（令和4年1月）

